

(別添2)

対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止

(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第10条第1項関係)

環境大臣が禁止する捕獲等は、次の表の左欄に掲げる対象狩猟鳥獣ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる区域内及び同表の右欄に掲げる期間内において行う捕獲等とする。

| 対象狩猟鳥獣 | 捕獲等を禁止する区域 | 捕獲等を禁止する期間 |
|---|---|----------------------------|
| ヤマドリ(スィルマティクス・ソエンメルリンギィ)(亜種コシジロヤマドリ(スィルマティクス・ソエンメルリンギィ・イジマエ)を除く。以下この条において同じ。)の雌及びキジ(ファシアヌス・コロキクス)の雌(亜種コウライキジ(ファシアヌス・コロキクス・カルポウイ)を除く。) | 全国の区域(ヤマドリ(スィルマティクス・ソエンメルリンギィ)の雌にあつては放鳥獣をされたヤマドリ(スィルマティクス・ソエンメルリンギィ)の雌の捕獲を目的に含む放鳥獣猟区の区域を除き、キジ(ファシアヌス・コロキクス)の雌にあつては放鳥獣をされたキジ(ファシアヌス・コロキクス)の雌の捕獲を目的に含む放鳥獣猟区の区域を除く。) | 平成二十四年九月十五日から平成二十九年九月十四日まで |
| ウズラ(コトゥルニクス・ヤポニカ) | 全国の区域(放鳥獣をされたウズラ(コトゥルニクス・ヤポニカ)の捕獲を目的に含む放鳥獣猟区の区域を除く。) | 平成二十四年九月十五日から平成二十九年九月十四日まで |
| ヒヨドリ(ヒプスイペテス・アマウロティス) | 東京都小笠原村、鹿児島県奄美市及び大島郡並びに沖縄県の区域 | 平成二十四年九月十五日から平成二十九年九月十四日まで |
| ツキノワグマ(ウルスス・テイベタヌス) | 三重県、奈良県、和歌山県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域 | 平成二十四年九月十五日から平成二十九年九月十四日まで |
| シマリス(タミアス・スィビリクス) | 北海道の区域 | 平成二十四年九月十五日から平成二十九年九月十四日まで |